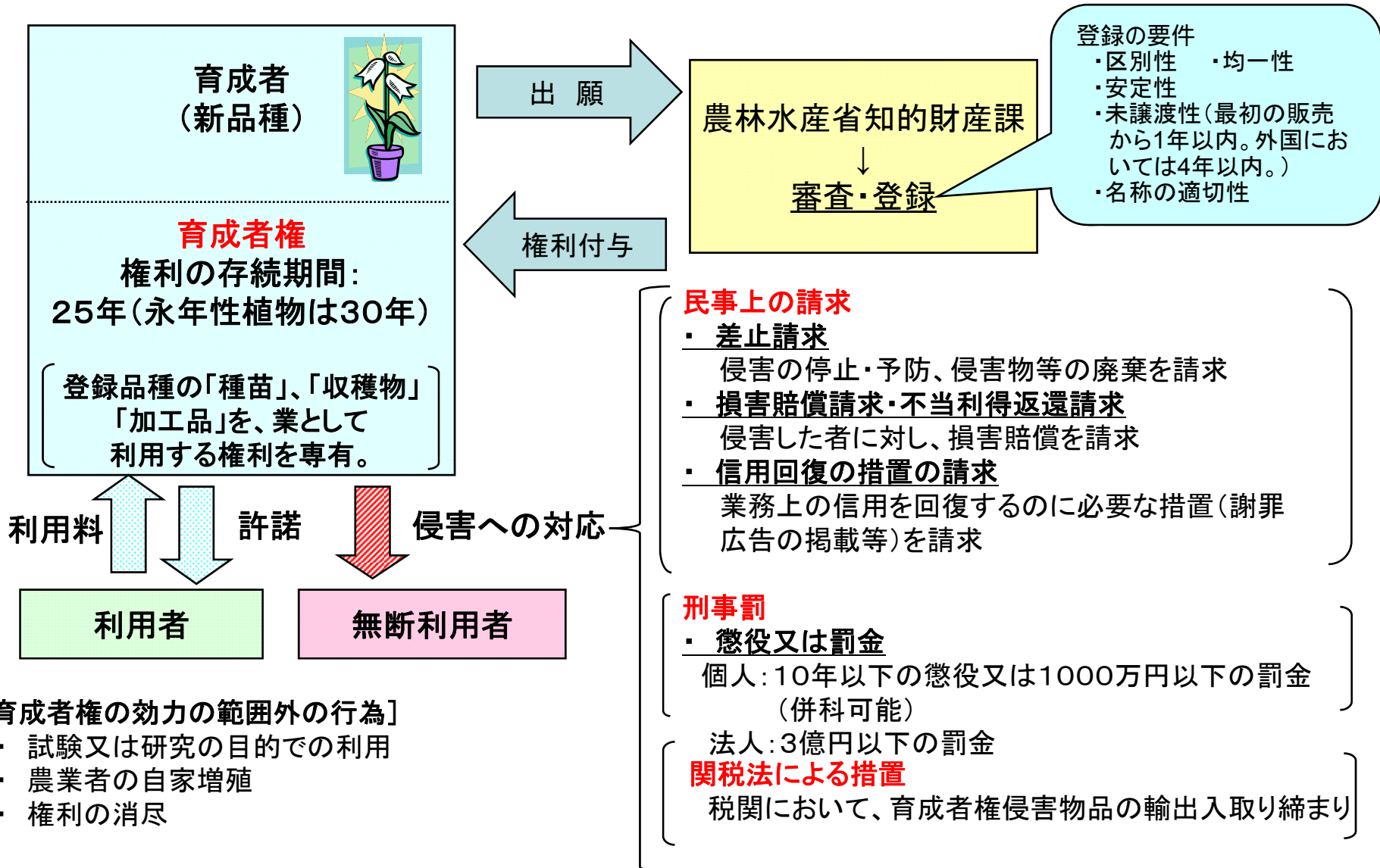


### 3 育成者権

# 品種登録と育成者権の付与・保護

新たに植物品種を育成した者は、国に登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を得て、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。



# 育成者権の例

## コシヒカリ新潟BL ～おいしさを保ったまま、病気に強い稲～



育成者:新潟県

品種登録:2000年12月22日

特徴:

コシヒカリの食味の良さはそのまま、いもち病に対する抵抗性遺伝子をもつ品種です。いもち病はいったん発生すると、稲収量の大幅な減収とともに食味の低下に繋がる深刻な病害であり、特にコシヒカリはいもち病に弱いことで知られていますが、新潟BL1号ではそのリスクが回避されるため、生産者から強く支持されています。また、従来のコシヒカリ栽培時に防除目的で使用されていた農薬の使用量も減少するため、消費者の食品安全の観点からも評価されています。

## ぽろたん ～渋皮が簡単に剥けるクリ～



育成者:(独)農業・食品産業技術総合研究機構

品種登録:2006年8月22日

特徴:

一般に日本グリは、中国グリと比べ果肉のやわらかさや果実の大きさなどの点で優れるものの、渋皮がむきにくいという欠点があるため、味が良くて渋皮がむきやすい日本グリを育成するため交雑・選抜を行い、渋皮が簡単にむける画期的な品種「ぽろたん」の育成に成功しました。本品種は、果実が大きく食味に優れるとともに、家庭用のオーブントースターや電子レンジで加熱するだけで簡単に渋皮をむくことができます。

## シャインマスカット ～皮ごと食べられるマスカット～



育成者:(独)農業・食品産業技術総合研究機構

品種登録:2006年3月9日

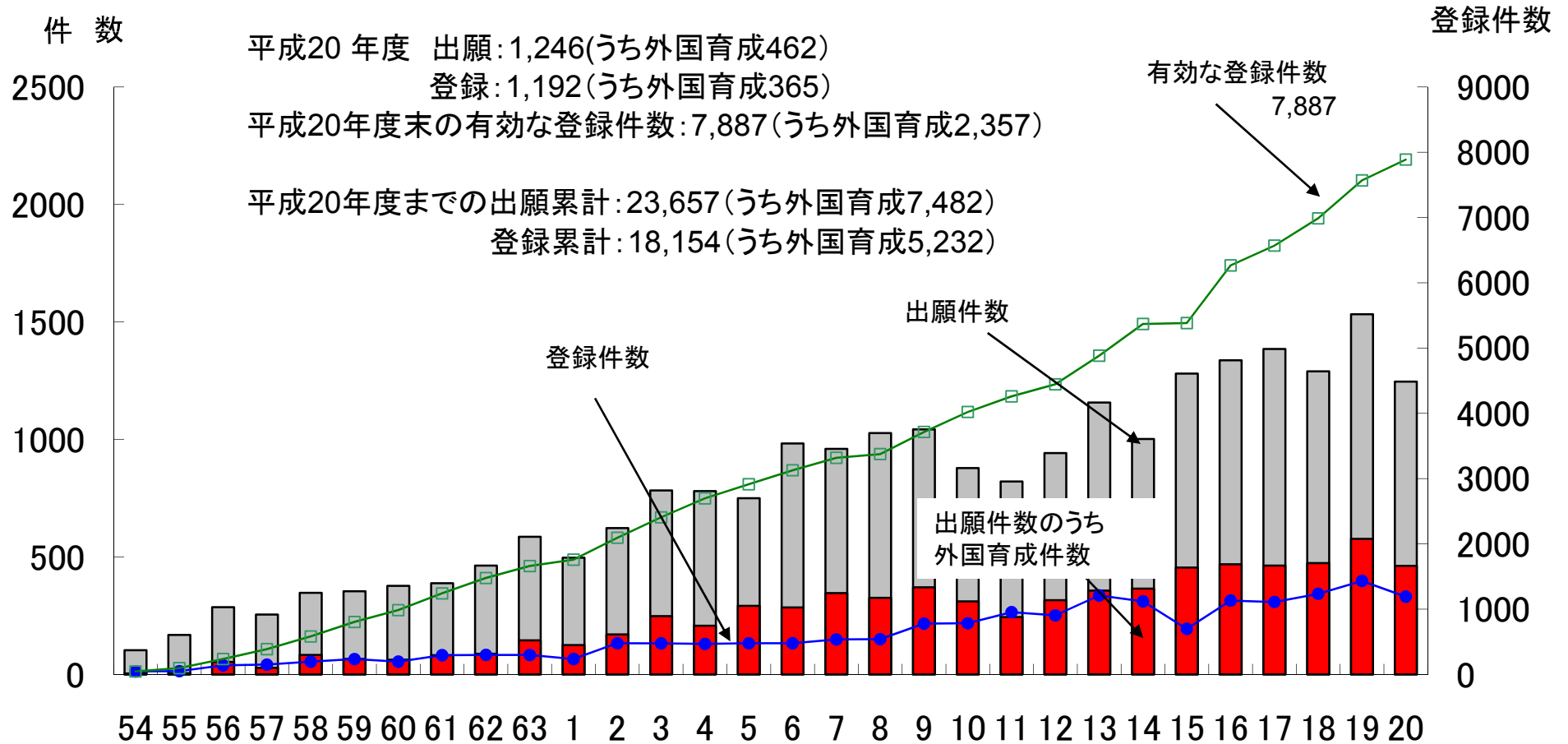
特徴:

大粒で食味が良く、栽培も容易な品種です。

また、種がなく、皮ごと食べることができます。

消費者の好みが多様化している中、ぶどう主力品種の巨峰に代わる新たな人気品種として、栽培農家からも注目を集めています。

# 新品種の出願・登録の状況



我が国における年間登録件数は、EU、米国に次いで世界第3位となっている

UPOV加盟国における登録件数上位6か国・地域(平成20年1月から12月の1年間合計)

- ① EU 2,211、② 米国 1,589、③ 日本 1,236、④ ウクライナ 704、⑤ ロシア639、
- ⑥ 中国489      UPOV加盟国合計 10,445件

# 国際的な植物新品種の保護の枠組み

## (1) UPOV条約の概要

UPOV(ユポフ)条約は1968年に発効し、締約国は全世界で67カ国(EUを含む)

(Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales: 植物の新品種の保護に関する国際条約)

### 目的

新しく育成された植物品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的とする。

このため、UPOV条約においては、新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間、内国民待遇などの基本的原則を定めている。

### UPOV加盟国(67カ国・地域)



#### 参考

WTO加盟国: 153カ国・地域

WIPO(世界知的所有権機関)  
加盟国: 184カ国・地域

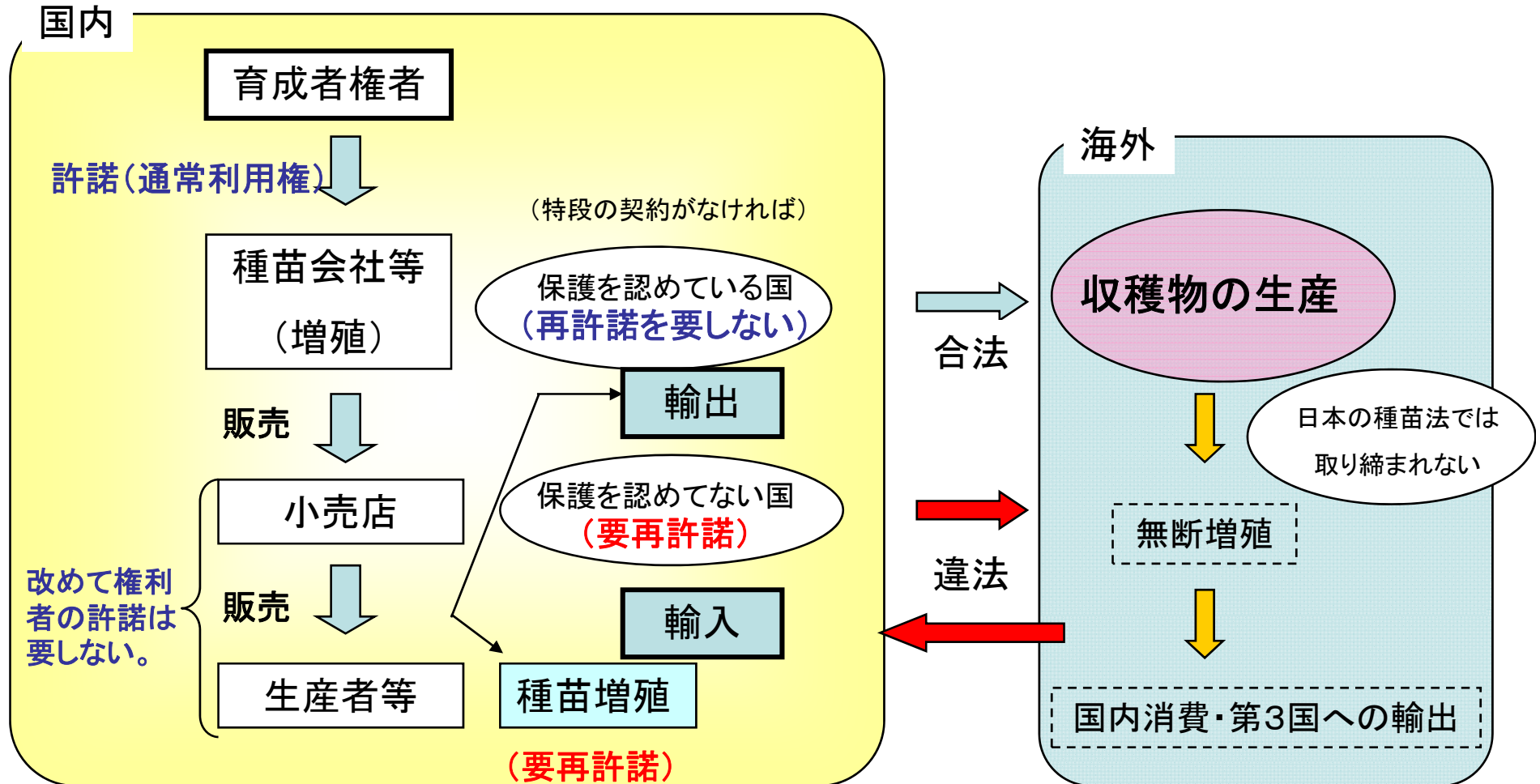
(2009年7月現在)

	91年条約(新条約)	78年条約(旧条約)
保護対象植物	全植物(締結後10年間の猶予)	24種類以上
育成者権の及ぶ範囲	種苗、収穫物	種苗のみ
育成者権の存続期間	登録から20年以上 永年性植物は25年以上	登録から15年以上 永年性植物は18年以上
東アジアの加盟国と加盟年	<u>日本(1998年)</u> 韓国(2002年) シンガポール(2004年) ベトナム(2006年)	<u>中国(1999年)</u>

UPOVには新・旧の条約が併存しており、保護対象・権利の範囲等が異なる

# 育成者権の効力と許諾

登録品種の種苗を、その植物を対象とした品種保護制度のない国に持ち出す場合には、育成者権者の許諾が必要。



注: 通常利用権の許諾契約で特段の定めがある場合を除く。

# 登録品種に係る侵害事例

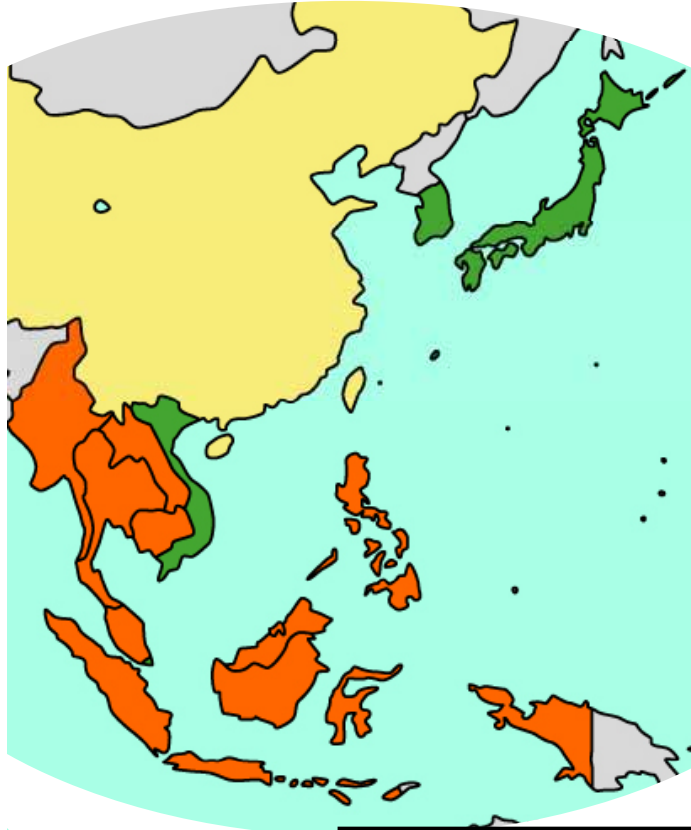
## 一我が国の登録品種が外国に持ち出され、逆輸入される侵害が顕在化

植物名	品種名	権利者	概要
いんげん豆	雪手亡	北海道	中国に種苗が持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売されていたことが、平成13年に北海道が輸入品をDNA検査して判明した。 北海道からの警告により、輸入業者は中国からの高級白あん原料用いんげん豆の輸入を自粛。
小豆	きたのおとめしゅまり	北海道	中国に種苗が持ち出され、その収穫物が我が国に輸入されていたことが、平成16年に北海道が輸入品をDNA検査して判明した。 北海道からの警告により、輸入業者は中国からの日本品種の小豆の輸入を自粛。
いちご	レッドパール(H20.11満了)	個人育種家	平成10年に韓国内の一部の生産者に利用を許諾したが、平成12年頃、増殖されて我が国に逆輸入。権利者が輸入業者を相手に裁判を起し和解したが、現在も韓国内における栽培は継続中
	章姫(H19.1満了)	個人育種家	平成8年に韓国内の一部の生産者に利用を許諾したが、平成12年頃、増殖されて我が国に逆輸入。現在も韓国内における栽培は継続中
	とちおとめ	栃木県	平成13年、「東京都中央卸売市場青果物速報」に韓国産「とちおとめ」の入荷状況が記載。栃木県より、市場関係者に調査を実施したが、物的証拠は得られず。栃木県より許諾先の業者に文書で注意喚起。 平成17年、韓国農水産物流通公社が作成した韓国国際展示会のパンフレットに「韓国産イチゴ」として、「とちおとめ」、「さちのか」が記載。
いぐさ	ひのみどり	熊本県	中国に種苗が持ち出され、栽培されているとして、平成15年12月、熊本県が、関税定率法に基づき輸入差止めを申立て。平成17年3月、長崎税関八代支署が八代港から輸入されようとした「ひのみどり」のいぐさを摘発し、刑事告発。平成17年11月7日に熊本地検が起訴し、平成18年2月1日、業者に対し罰金百万円、同社長に対し懲役1年6ヶ月執行猶予4年、いぐさ約8.8tの没収を命じる判決を言い渡した。
おうとう	紅秀峰	山形県	オーストラリアに種苗が違法に持ち出されたとして、平成17年11月16日、山形県が、種苗法に基づき豪州で果実の生産・販売を営む者等を刑事告訴した。平成19年7月、山形県は平成24年まで輸出しないこと等を条件に和解。 中国においても、種苗が違法に持ち出され、流通しているとの情報が寄せられている。
カーネーション	ヒルチェルテス等4品種	種苗会社(2社)	中国で種苗が増殖され、母の日を前にその収穫物が我が国に輸入。育成者権者は、平成18年5月11日、輸入業者に警告し同年12月、輸入業者が謝罪金を支払うことで合意。さらに、平成19年5月、別の輸入業者の輸入品に同様の収穫物を発見し、輸入業者に対して警告を行っている。
輪菊	岩の白扇	種苗会社	中国に種苗が持ち出され、その収穫物が我が国に輸入。育成者権者は、平成18年6月2日、輸入業者に警告。その後、輸入業者とは和解が成立。なお、平成16年にも同様の侵害があった。

(資料:新聞報道)

# 東アジア地域における品種保護制度の整備

東アジアでは植物品種保護制度の未整備な国が多い



## 東アジア植物品種保護フォーラム

- ・日本のイニシアチブにより、平成20年7月、常設的な情報交換の場を設置
- ・参加国：日中韓+ASEAN 13ヶ国



各国で持ち回りで開催

第1回：日本（平成20年7月）  
第2回：中国（平成21年4月）

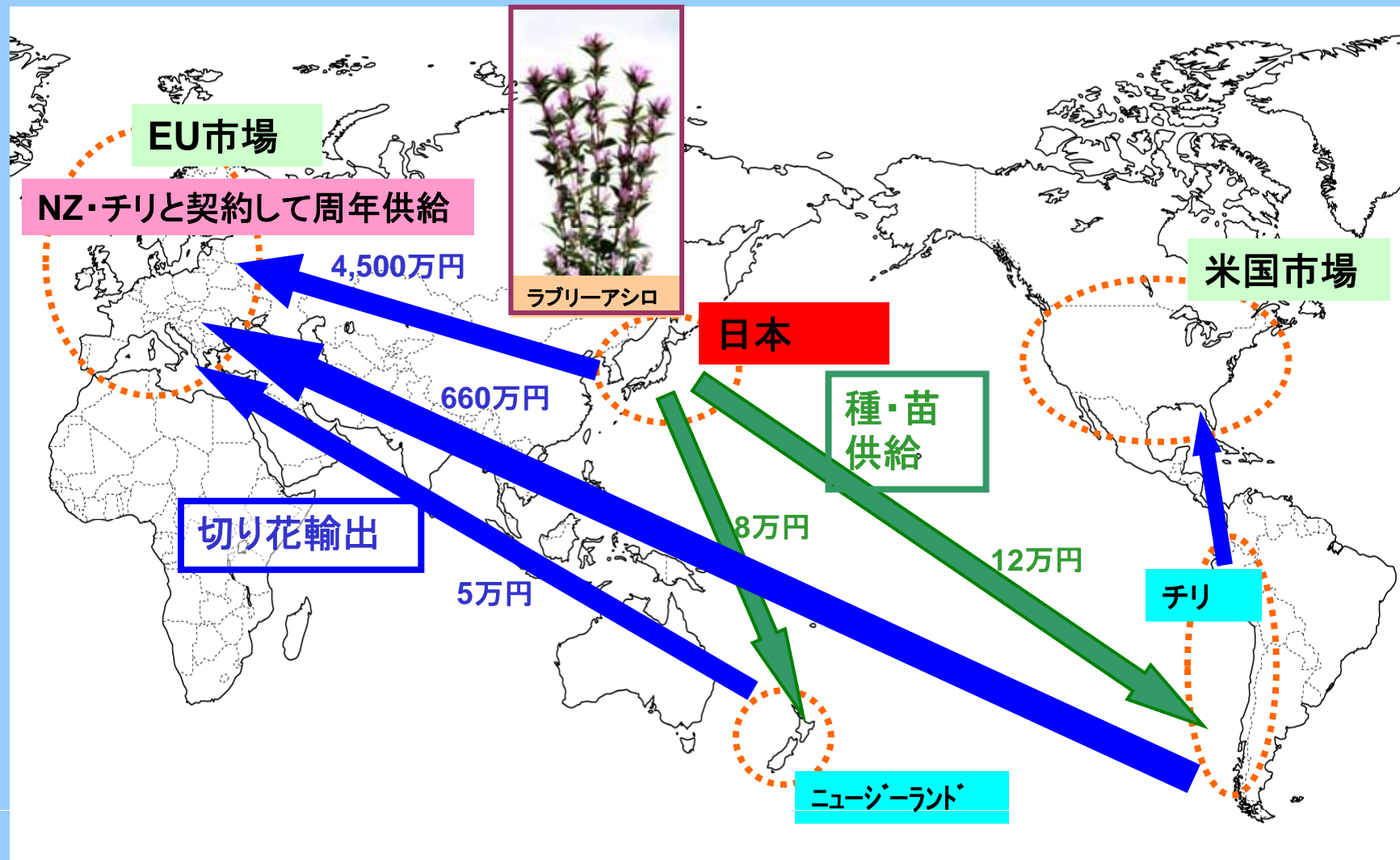
専門家の派遣やセミナーの開催等の多様な協力活動による、東アジア全体の植物品種保護制度のレベルアップ



保護対象植物	
UPOV91年条約 ■	全植物（加盟後10年以内）
UPOV78年条約 ■	24種類以上
UPOV非加盟 ■	—



# 「安代りんどう」の輸出による世界ブランド化戦略



# 品種保護Gメン

新しい品種を育成して品種登録を行われた方（育成者権者）の権利の保護・活用が円滑に行われるよう支援します。

## 品種保護Gメンの行う主な活動

- 1．育成者権の保護・活用に関する相談への助言
- 2．育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施
- 3．育成者権の保護・活用に関する情報の提供
- 4．育成者権侵害状況記録の作成
- 5．証拠品保管のための種苗等の寄託

## Gメンの配置

北海道中央農場	2名	上北農場(青森)	2名	つくば本所	5名
八ヶ岳農場(長野)	2名	西日本農場(岡山)	3名	雲仙農場(長崎)	2名
沖縄農場	2名			計18名(平成21年度)	

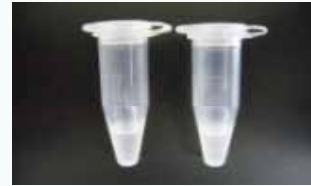
# 登録品種の標本・DNA保存等事業

## 登録品種の標本・DNA保存

植物体の保存



DNAの保存



## DNA品種識別技術等の の実用化

「妥当性確認のための標準的な手順」に基づき、開発された植物種毎のDNA品種識別技術の妥当性を確認・実用化

## 妥当性(再現性)の 確認方法の確立

登録品種の権利の範囲が確定可能

育成者権者の権利行使における環境が整備

国際間紛争にも活用できるDNA品種識別技術が確立

地域ブランドの信頼性確保のための技術基盤が確立

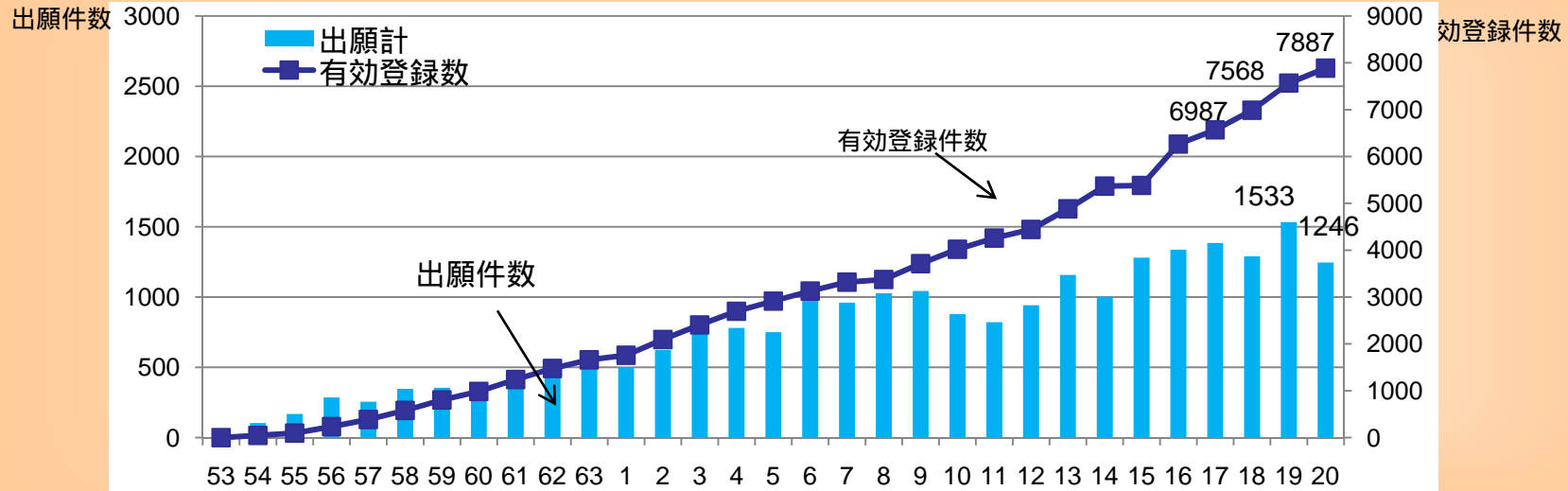
## DNA品種識別技術の開発状況(収穫物)

- ・国が中心となって、主要なDNA品種識別技術の開発を行っている。
- ・下記の他に24種類の植物について現在、技術開発中。

作物名	プロジェクト研究等による平成20年度までの成果 (農林水産省のホームページで分析方法を紹介)
稲・米飯	・ 50品種以上が識別可能
イチゴ	・ 「とちおとめ」、「あまおう」等125品種の識別が可能
小豆・小豆あん	・ 小豆は「きたのおとめ」、「しゅまり」等11品種、 ・ 小豆あんは、「きたのおとめ」、「しゅまり」の識別が可能
インゲン豆	・ 「雪手亡(ゆきてぼう)」等9品種の識別が可能
オウトウ	・ 「紅秀峰(べにしゅうほう)」等85品種の識別が可能
ニホンナシ	・ 「あきづき」等96品種の識別が可能
茶	・ やぶきた等61品種の識別が可能
イグサ	・ ひのみどりと他の16品種との識別が可能

# 審査の迅速化

新品種の出願登録件数は増加傾向で推移、有効な登録件数は毎年増加



## 審査期間の長期化のおそれ

### 審査体制の強化

・審査官の計画的増員  
22名(H18) 32名(H21)

・栽培試験実施体制の強化  
栽培点数600(H17) 800点(H20)

・進行管理の電子化(H20~)

### 審査期間の推移

## 審査期間を短縮



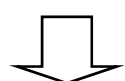
## 4 海外での商標出願登録問題

# 海外における商標出願問題の現状

・日本産農林水産物・食品の輸出に伴い、品質の良さが海外で認識されつつある。一方で、中国等で日本の地名が商標登録出願される事例が見られるようになってきている。



・中国商標法では、「公知の外国地名」、「国内で著名な商標」は商標登録できない。  
 ・「公知」、「著名」の判断基準は、中国国内で「公知」、「著名」であるかどうかである。  
 「中国国内の需要者(消費者)の間で広く知られた」という意味

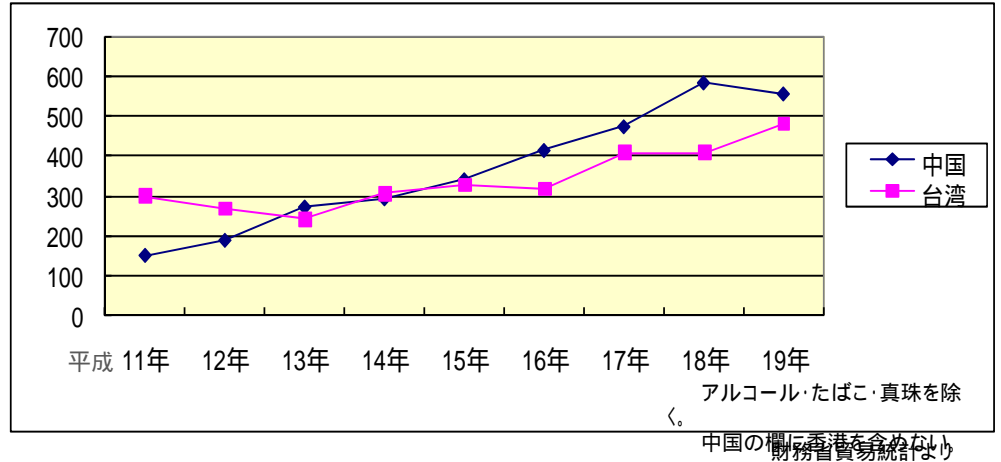


しかし、日本の農林水産物等にその登録商標に係る地名を付して販売すると権利者から警告・提訴される可能性もあり、日本の農林水産物の海外事業展開に悪影響を与えるおそれがある。



**事前の予防策と適切な対応措置が必要**

中国・台湾への農林水産物・食品の輸出額の推移(単位:億円)



日本の地名等が商標登録出願された事例

出願商標名	状況
青森	平成14年7月に中国企業が出願、平成15年4月に公告。平成15年7月に青森県等が異議申立て、平成19年12月・平成20年3月に異議申立が認められる。
青森 (チンミャオ)	平成17年7月に中国個人が出願、平成20年1月に公告。平成20年4月に青森県等が異議申立て。
鹿児島	平成15年4月に中国個人が出願、平成20年1月に公告。平成20年3月に鹿児島県が異議申立て。
静岡	平成18年11月に中国個人が出願。平成21年6月に拒絶査定。
松阪 (マーク入り)	平成12年6月に中国企業が出願、平成13年9月に登録済。平成21年3月に松阪牛連絡協議会が無効取消を請求。
松坂牛	平成17年9月に中国個人が出願。松阪牛連絡協議会では、広告され次第、異議申立てを行う方針。
松坂	平成18年2月に中国企業が出願、平成20年12月に公告。平成21年3月に松阪牛連絡協議会が異議申立て。
山梨勝沼	平成18年10月に中国個人が出願、平成21年4月に公告。平成21年7月に山梨県等が異議申立て。
讃岐、さぬき、SANUKI	台湾企業により登録済。平成20年4月に台湾の日本人経営者が無効審判を申請。

中国

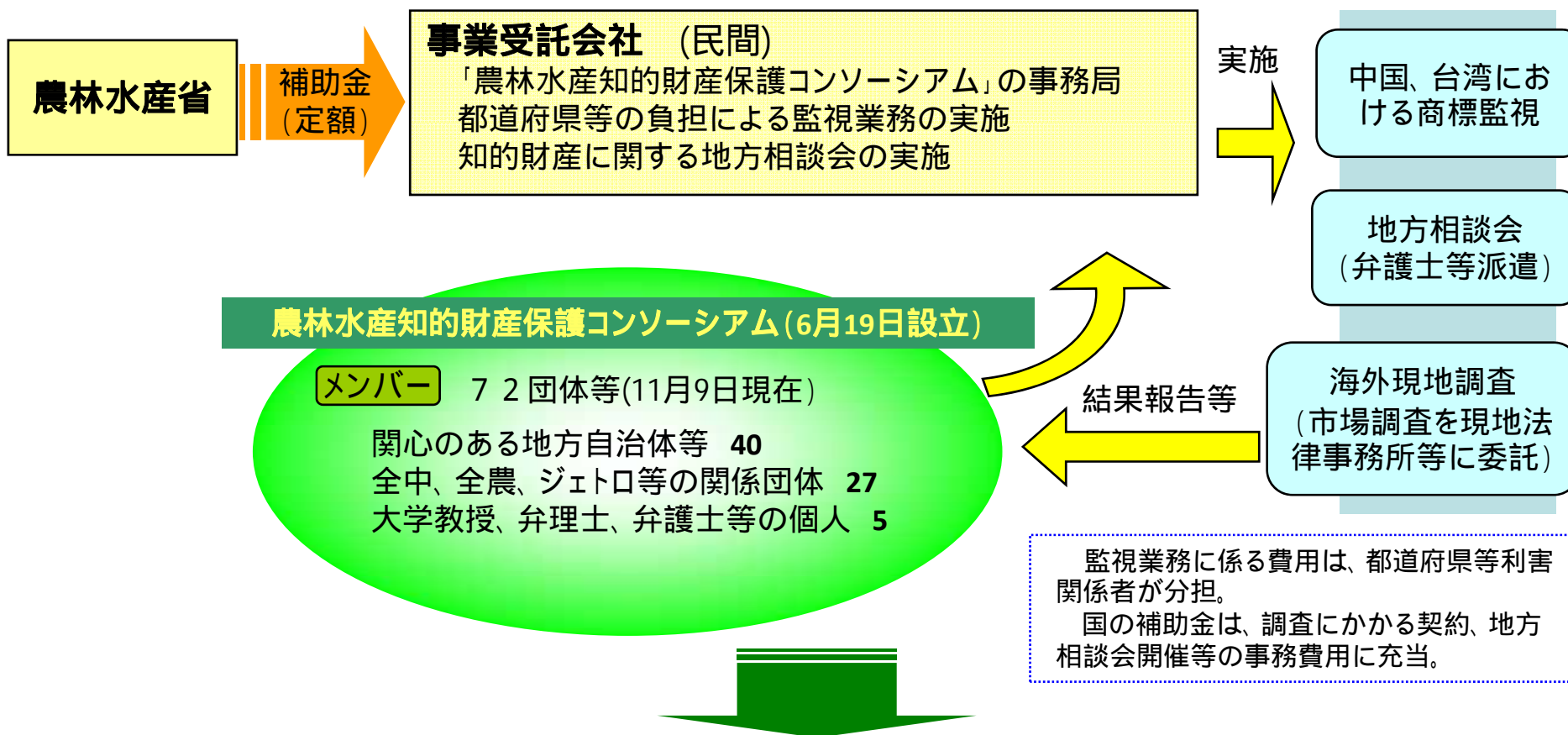
台湾

# 農林水産知的財産保護コンソーシアム

## 続発する海外商標問題

「青森」「鹿児島」等、中国等において我が国の地名などが商標出願される事態が相次いでおり、日本産農林水産物等の輸出促進を図る上で、障害となる可能性。

→海外での知的財産権取得、不当な商標出願に対する異議申立て等を行うためには情報把握と共同対応が不可欠



我が国農林水産物の知的財産面での取組強化により日本ブランドの海外展開を実現



## 5 人材育成

# 農林水産分野知的財産人材育成総合事業

## 目標

知財関係支援・相談できる指導的人材を3年間で1000人程度育成  
農林漁業者・食品企業に対し、知的財産の意識等を広く啓発

ねらい:知的財産の保護・活用の下地づくり

## 【事業の内容】

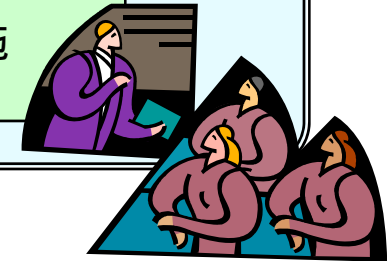
### 農林水産分野の知的財産人材育成を総合的に実施

#### 【事業検討委員会の実施】

- ・ 年間の農林水産関係者における研修方針等の検討
- ・ それぞれのコースの研修内容の検討・調整

#### 【農林水産業現場の指導的人材の育成・支援、現場の知的財産意識の普及】

- ・ 普及指導員向け専門研修の実施、事例調査、支援窓口の運営等
- ・ 地方公共団体職員、JA営農指導員、関連企業等向けの研修の実施



## 6 政府の知的財産推進計画2009の概要

## 技術革新や市場のスピード・規模が飛躍的に拡大

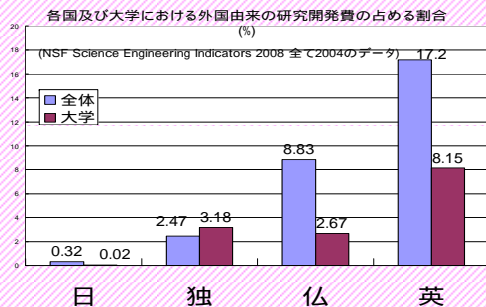
## デジタル化・ネットワーク化の進展

革新的な基本特許を取得し、迅速・効率的に事業化に結びつけるとともに、一気に世界展開を図る流れが世界で加速化

先端分野における世界的な知財獲得競争(例えば、iPS細胞を巡る競争)

内外の資源を効率的に活用するオープンイノベーションの進展

革新的な基本特許を獲得し、オープンイノベーションを活用して事業化に迅速につなげる力が脆弱



### イノベーションの促進

#### 先端医療分野における特許対象の見直し

・副作用を劇的に低減する新用法・用量の医薬を特許対象に追加

#### 総合プロデュース機能の強化

- ・産業革新機構の体制整備
- ・大学発のイノベーションを加速化する知財システムの見直し
- ・革新的な知的財産の創造基盤・支援体制の強化等

#### オープンイノベーションに対応した知財環境整備

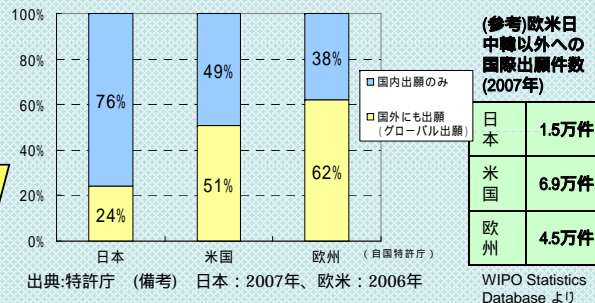
- ・権利濫用問題への対応
- ・特許の実施許諾の促進措置

### 事業のグローバル展開

海外展開やネット化の進展に伴う模倣品・海賊版流通による被害

### 海外での知財活動の遅れ

#### 日米欧出願人の自国特許庁への出願構造



### グローバルな知財戦略の強化

#### 世界知財システムの構築に向けた取組強化

・特許審査ハイウェイのネットワークの積極的拡大

#### 模倣品・海賊版対策の強化

- ・模倣品・海賊版拡散防止条約の早期妥結
- ・侵害発生国・地域に対する働き掛けの強化

#### 中小企業の海外展開支援の強化

・権利取得から販路開拓・模倣品対策までの一貫した支援強化

### ソフトパワー産業の拡大・新市場創出の機会

ソフトパワー産業の潜在成長力が発揮できていない

#### 日米のコンテンツ市場と海外収入(2008年)

出典: 総務省ICTビジョン懇談会

	日本	米国
国内コンテンツ市場	約1.4兆円	約5.0兆円
海外収入	約6010億円	約8.5兆円
海外/国内比	約4.3%	約17%

### ソフトパワー産業を戦略産業として成長推進

#### ソフトパワー産業の振興

- ・コンテンツの取引支援システムの構築
- ・文化資源のアーカイブ化、若手クリエイターの育成等の創作環境の整備

#### 海外展開支援の強化

- ・コンテンツ海外展開ファンドの創設
- ・コフェスタ等の海外発信イベントの機能強化

#### デジタル・ネット時代への対応の強化

- ・権利制限の一般規定の速やかな導入
- ・契約ルール等の確立による流通促進
- ・ネット上の侵害品流通対策の強化

取り巻く環境

我が国の課題

主な取り組み

戦後最大の世界同時不況